

事務所での通訳人付の法律相談（民事法律扶助）をされる先生方へ

日本司法支援センター 大阪地方事務所
第1事業課（民事扶助）
TEL 050-3383-5427
FAX 06-6367-1158

平素は民事法律扶助事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、契約弁護士の先生の事務所において、通訳人付の法律相談を実施される場合、以下の要件を満たしていれば、相談料及び通訳料を法テラスより送金させていただくことが可能となります。

- 1) 相談者とその配偶者の収入及び預貯金が、法律相談における資力基準以内であること、及び在留資格があること。
- 2) 事前に「**通訳サービス実施申請書**」(別添 4-1)を法テラス大阪に提出(FAX可)
- 3) 実施可として承認通知後、相談担当弁護士の事務所で法律相談を実施。
- 4) 相談者より相談料及び通訳料を受領していない。(通訳料は、法律相談に付随するものであるため、通訳料のみの送金はできません)
- 5) 通訳人に、「**通訳サービス実施報告書**」(別添 4-2)に記入いただき、相談担当弁護士が通訳人に通訳料を支払った。

<通訳人への通訳料の支払方法>

- 1) 通訳人の通訳料は、法律相談援助 1 件あたり 11,000 円（交通費含む・税込）を超えることはできません。相談担当弁護士は、通訳人へ通訳料支出基準に基づき、算出した金額を直接支払います。(税法上通訳料は源泉徴収の対象とされています。ただし、給与の支払い者でない個人や常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与を支払う個人は源泉徴収を行う必要がないとされています)。源泉徴収を行う必要があるかについては、税務署等担当機関へ直接お問い合わせください。

<法テラスへの相談料及び通訳料の請求方法と送金について>

- 1) 「援助申込書（裏面の相談票を含む）」と「通訳サービス実施報告書」及び「通訳人からの領収書（又は請求書）」を相談実施日から 1 か月以内に提出。
- 2) 相談料及び通訳料は、援助申込書等をご提出いただいた翌月の下旬頃に送金させていただきます。